

土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

【建設副産物】【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

【工場の選定】【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

（第三者機関による品質証明）

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第7条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第8条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（仮設トイレの洋式化）

- 第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（情報共有システム活用工事）

- 第10条** 受注者は、土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。
- 徳島県 CALS/EC ホームページ
「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」
<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

（担い手確保モデル工事）

- 第11条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。
- 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（本工事の特記仕様事項）

- 第12条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

新町川水門改修工事(Ⅰ) 特記仕様書

第Ⅰ章 工事の概要

第 1 条 適 用

本仕様書は、新町川揚水場における水門鋼製マイタゲートの製作・輸送・各種試験検査までの一切に適用する。

第 2 条 施工場所

新町川揚水場：徳島市上助任町蛭子

第 3 条 工事範囲・

工事範囲は、下記に示すゲートの設計・製作・輸送（現地仮置）までとする。

(1) 水門

ヒンジ形式マイタゲート：有効幅 (W)5.500m × 有効高さ (H)4.620m × 1門

1) 扉体規模 水密高 : 4.720m × 水密幅 : 3.010m(扉体軸方向) × 2枚

2) 開閉装置 油圧シリンダ ステンレス製 φ200-φ100 ストローク 1,350 他

第2章 設計仕様及び構造

第 1 条 準拠基準等

本設備の設計・製作に際しては、本仕様書のほか下記に示す規格及び規準によるものとする。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1) 徳島県土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| 2) 日本工業規格 | (JIS) |
| 3) ダム・堰施設技術基準 (案) 同解説 | (ダム・堰施設技術協会) |
| 4) ダム・堰施設検査要領 (案) | (ダム・堰施設技術協会) |
| 5) 水門・樋門ゲート設計要領 | (ダム・堰施設技術協会) |
| 6) ゲート用開閉装置 (油圧式) 設計要領 (案) | (ダム・堰施設技術協会) |
| 7) コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| 8) 鋼構造仮設設計指針 | (土木学会) |
| 9) 機械工事施工管理基準 (案) | (国土交通省) |
| 10) 機械工事完成図書作成要領 (案) | (国土交通省) |
| 11) 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 | (国土交通省) |
| 12) 電気規格調査会標準規格 | (JEC) |
| 13) 日本電機工業会標準規格 | (JEM) |
| 14) 労働安全衛生規則 | (厚生労働省) |
| 15) その他関連基準及び法規等 | |

第 2 条 設計諸元

(1) 設計仕様 (水門)

形 式	:	ステンレス鋼製マイタゲート
数 量	:	1 門
純 径 間	:	5.500 m
有 効 高	:	4.620 m

設 計 水 位	:	外水位	AP. +2.500 m		
		内水位	AP. +1.800 m		
地震時設計水位	:	外水位	AP. +2.500 m +	(波浪高)	0.221 m
		内水位	AP. +1.800 m -	(波浪高)	0.205 m

操作水位 (開時)	:	外水位	AP. +2.500 m
		内水位	AP. +1.800 m
操作水位 (閉時)	:	外水位	AP. +2.500 m
		内水位	AP. +1.800 m

基礎地盤標高 : AP. -2.420 m
 ゲート敷高 : AP. -2.120 m
 水密方式 : 後面三方ゴム水密
 開閉方式 : 油圧シリンダによるトルクチューブ駆動

設計震度 : 水平 0.2
 地震周期 : 1 sec

余裕厚 : ステンレス鋼使用のため腐食厚は見込まず。
 たわみ度 : 支間の 1/800 以下
 鋼材の許容応力度 : ダム・堰施設技術基準（案） 3-1-8 「材料の許容応力度」による。

第 3 条 使用材料

本工事に使用する材料は日本工業規格又は、その他関係する規格・基準等に合格した材料とする。各部に使用する材料の規格，材質は，次に示すもの又はこれ等と同等品以上とする。

	使用箇所	規格・材質	備考
扉体	扉体主要部材	SUS821L1	
	トルクチューブ	SUS821L1	
	トルク軸	SUS304N2	
	軸受	オイレスベアリング	
	水密ゴム	CR	
	水密ゴム取付板	SUS821L1	
	同上取付ボルトナット	SUS304	
戸当り	戸当り主要部	SUS821L1	
	水密ゴム当り	SUS821L1	
開閉装置	トルクアーム	SCS13	
	トルクアーム軸	SUS304N2	
	油圧シリンダ	ステンレス鋼製	
	同上取付ボルトナット	SUS304	
	その他	SUS304	
電気工事	電線 / ケーブル	EM 電線 / ケーブル	環境配慮型
	電線管（屋外）	厚鋼電線管（G）	

※ステンレス鋼の表面は酸洗いをを行い，塗装は施さない。

第 4 条 開閉装置

- 1) 両端部のトルク軸を 2 本の油圧シリンダにより回転させる構造とする。
- 2) 開閉装置（油圧シリンダ）は、点検・部品の交換が容易にできる構造とする。
- 3) 更新工事中においても開閉可能な既存の水門・閘門・樋門等は、開閉操作可能な機能を確保すること。

第 5 条 各部の構造

- 1) 扉体は下流（新町川）側にスキンプレートを上流（吉野川）側に主桁を配置したプレートガータ構造とする。
- 2) 扉体は両端部のトルク軸をヒンジとする水門とし、十分な強度と剛性を有し、振動・座屈・捻りに対して安全な構造とすること。
- 3) 扉体休止装置は設けない構造とする。
- 4) 水密は後面 3 方ゴム水密とし、P 型ゴムを使用する。なお、水密ゴムの取替は容易にできる構造とする。
- 5) 開閉操作は、既存方法と同じ方法で管理棟 2 F の遠方操作盤のボタン操作で行い自動的に停止する。
- 6) 開閉運動の動力源は、既存配電盤から給電し更新した油圧ユニットの電動機駆動の油圧ポンプとする。また、油圧ユニット及び油圧シリンダ、各センサー類は点検・整備が容易な構造とし、操作時には安全かつ確実に運転できるものとする。

第3章 製作

第 1 条 製作

- 1) 各材料の切断は、すべて切断機械又はプレーナーによるものとし、ガス切断により熱影響を受けた部分は使用してはならない。
- 2) 端曲げ、変形、食い違いをハンマー打ちにより修正してはならない。
- 3) ステンレス鋼の表面処理は酸洗いのみをおこなうものとする。

第4章 現場搬入

第 1 条 現場搬入

- (1) 輸送
 - 1) 輸送は工場から設置場所までとし、各製品は運搬中に変形、破損を生じないようにすること。
 - 2) 据付現場における製品の荷下ろしに際しては、細心の注意を払って取り扱うこと。
- (2) 機械設備設置
 - 1) 機器の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置すること。
 - 2) 各製品の搬入に重機を使用するときは、構造物に損傷を与えないよう留意すること。
- (3) 現場への搬入
 - 1) 周辺の公園施設等へは第三者の立ち入りが予想されるため、事前に搬入時期を周知し、搬入時においても最新の注意を払い作業を行うこと。
 - 2) 現場搬入時において、本水門・閘門を航行する船舶に対して十分な安全対策をとること。
 - 3) 仮置場所周辺はノリ養殖が行われており、水質汚染など影響が発生しないように注意を払うこと。

第 2 条 試験及び検査

- (1) 一般
 - 1) 主要部材に使用する材料検査は徳島県工事請負契約約款による。ただし、規格説明書のある材料については、試験を省略することがある。
 - 2) モータ駆動設備については、製作者の成績表を提出すること。
 - 3) 成績結果不良なものは、受注者の負担において、製作又は修正、取替をおこなうこと。
- (2) 工場検査

監督員が必要と認めたときは、受注者の工場内において立会検査をおこなうことがある。この場合、受注者は検査に協力すること。

(3) 施工管理

施工管理は国土交通省「機械工事施工管理基準（案）」等によるものとする。

第5章 その他

第 1 条 その他

- 1) 本仕様書に示された参考図は、参考図面であり、製作に際しては改めて受注者が必要な設計計算を行い、製作図面を作成し、監督員の承認を得ること。
- 2) 本仕様書に定めなき事項又はこの扉体製作等に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議を行うものとする。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。